

令和 6 年度
第 1 回

東大和市都市計画審議会会議録

令和 6 年 7 月 1 0 日

東 大 和 市

令和6年度
第1回

東大和市都市計画審議会会議録

日時：令和6年7月10日（火）

午後2時00分～午後3時30分

場所：中央公民館ホール

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	原 與 四 雄 委員	出	7番	中 間 建 二 委員
出	2番	高 橋 章 委員	欠	8番	細 見 明 彦 委員
出	3番	乙 幡 重 男 委員	出	9番	田 中 富 也 委員
出	4番	松 本 暢 子 委員	出	10番	河 村 弘 明 委員
出	5番	森 田 博 之 委員	欠	11番	大 越 武 委員
出	6番	蜂 須 賀 千 雅 委員	出	12番	大 羽 純 子 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	和 地 仁 美	まちづくり推進担当係長	伊 古 田 貴 司
まちづくり部長	金 子 秀 之	公共下水道雨水整備担当係長	高 山 嘉 人
都市づくり課長	稲 毛 秀 憲	都市計画係主事	中 村 友 哉
まちづくり推進担当課長	梅 山 直 人	都市計画係主事	神 山 さ や か
下水道課長	畠 山 輝	都市計画係主事	柚 木 友 宏
地域整備係長	久 保 田 健 士		

1. 議題

第1 議席の指定について

第2 会議録署名委員の指名について

第3 立川都市計画下水道東大和市公共下水道の変更（東大和市決定）について（諮問）

第4 東大和市都市マスタープラン地域別構想（素案）について（報告）

2. 公開・非公開の別

公 開

3. 傍聴者

0 人

○（会長） それでは、ただいまから令和6年度第1回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、和地市長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○（和地市長） 改めまして、皆様、こんにちは。市長の和地でございます。

皆様におかれましては、日頃より市政並びに当市のまちづくりに多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、先ほど再任という形で、乙幡委員には引き続き委員のほうをお引受けいただきまして誠にありがとうございます。各委員の皆様も、本当に暑い中、またお忙しい中、審議会へご出席いただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本日は、「立川都市計画下水道東大和市公共下水道の変更（東大和市決定）について」諮問をさせていただき、また、「東大和市都市マスタープラン地域別構想（素案）について」ご報告をさせていただく予定となっております。

市といたしましては、東大和市都市マスタープランの改定などを通じて、誰もが未来への希望が持て、住み続けたいと思っていただけるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。委員の皆様におかれましては、引き続き様々なご意見を忌憚なく言っていただいて、私どものまちづくりがよりよい方向に進めていけるようお力添えを賜ればというふうに思っております。

結びに当たりまして、皆様のますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

○（会長） ありがとうございます。

続きまして、市長より当審議会に対する諮問をお受けするという事になっております。

○（和地市長） 東大和市都市計画審議会会長、松本暢子様。

令和6年度第1回東大和市都市計画審議会への諮問について。

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

1、立川都市計画下水道東大和市公共下水道の変更（東大和市決定）について

よろしくお願いいたします。

- （会長） ただいま市長から、「立川都市計画下水道東大和市公共下水道の変更について」の諮問をお受けいたしました。のちほど皆様方にご審議をお願いするという
ことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は、他の公務の都合で、ここで退席されるそうです。どうぞご了承ください。

- （和地市長） では、よろしくお願いいたします。

（市長 退席）

- （会長） それでは、議事に入っていきたいと思います。

日程第１ 議席の指定をいたします。

議席の指定は、再任及び新任委員の方のみに行わせていただきます。

３番 乙幡重男委員。

８番 細見明彦委員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第２ 会議録署名委員の指名についてです。

東大和市都市計画審議会運営規則第１２条第２項により、順番で回っておりますが、本日は１２番、大羽委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、市長から諮問のありました、日程第３「立川都市計画下水道東大和市公共下水道の変更（東大和市決定）について」議題に供します。

それでは、この件について事務局よりご説明をお願いいたします。

- （高山公共下水道雨水整備担当係長） 下水道課の公共下水道雨水整備担当係長の高山と申します。

恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議題、日程第３、諮問として提出しました「立川都市計画下水道東大和市公共下水道の変更について」ご説明いたします。

お手元の資料１－１をご覧ください。

都市計画の変更の理由について、ご説明いたします。

東京都により下水道事業として空堀川上流雨水幹線整備が実施されることを踏まえ、当市の既存の都市計画との整合を図る必要があることから、市が建設する予定であった東大和市公共下水道の雨水について、都市施設である幹線管渠の廃止の変更を行うとともに、排水区及び排水分区の修正を行うものです。

なお、当市の公共下水道は、雨水と汚水を分けて排除する分流式下水道であり、今回の変更は雨水に係る内容でございます。汚水については、変更はありません。

お手元の資料１－２をご覧ください。

都市計画の変更の経緯の概要書について、ご説明いたします。

本件の都市計画の手続に関するこれまでの事項、時期を表にしたものです。

令和５年度第３回東大和市都市計画審議会において、変更原案の説明会の結果をご報告したところでありますが、その後の経緯についてご報告いたします。

変更原案について、令和６年５月１０日から５月２４日の２週間、公衆の縦覧に供したところ、縦覧及び意見書の提出はありませんでした。

変更原案に対する意見書の提出がなかったことを踏まえ、変更案を作成し、都市計画法第１９条第３項の東京都知事協議を令和６年６月５日に行いました。

変更案に対して東京都から意見はありませんでした。

変更案の説明会を令和６年６月２０日に実施しました。

参加者は１人で、案を変更すべき意見はありませんでした。

また、令和６年６月７日から６月２８日の３週間、公衆の縦覧に供した結果、縦覧及び意見書の提出はありませんでした。

次に、資料１－３をご覧ください。

変更案に関する説明会の結果について、ご説明いたします。

市では、東大和市街づくり条例に基づき、市民を対象とした説明会を6月20日に開催いたしました。

説明会には1人の参加がありました。

参加者から内容を変更すべき意見はありませんでした。

次に、資料1－4をお開きください。

4ページから17ページまで、本件の変更案に関する資料になります。

公共下水道の都市計画は、総括図、計画図、計画書により表示するものであります。今回の資料については、案の内容を簡潔に説明するため、図面につきましてはA3判の総括図や計画図を用いておりますので、お含みおきください。

各資料の順に見てまいりたいと思います。

4ページをご覧ください。汚水の総括図です。

汚水については、内容の変更はありません。

次に、5ページをお開きください。雨水の総括図です。

今回の変更で廃止する幹線管渠及び修正する排水区界について示しています。

6ページをお開きください。汚水の計画図です。

汚水については、計画に変更はありません。

7ページをお開きください。雨水の計画図です。

空堀川上流雨水幹線整備が実施されることを踏まえ、計画にある空堀川右岸3号雨水幹線及び空堀川右岸5号雨水幹線の2本の幹線管渠を廃止するものです。この2本の幹線は、まだ建設されておられません。

あわせて、空堀川上流雨水幹線へ接続し、今後の整備を行う下水道による排水を行う区域については、空堀川上流雨水幹線の排水分区と整合させる修正を行う

ものです。ほかの区域については、既存の道路排水管を活かした排水区の修正を行っています。

8 ページをお開きください。計画書に記載する新旧の雨水に関する下水道施設を示した図です。

図中の黄色の一点鎖線で表示している 2 本の幹線管渠を廃止するものです。

9 ページをお開きください。新旧の雨水の排水区域を示したものです。

図中の赤色の一点鎖線で示している排水区域界を黄色の一点鎖線で示している排水区域界に修正します。

これは、空堀川上流雨水幹線による排水を行う区域については空堀川上流雨水幹線の排水分区と整合させる修正を行い、ほかの区域については既存の道路排水管を活かした排水区の修正を行っております。

資料 1－6、11 ページをお開きください。計画書です。

計画書は、総括図、計画図の内容をまとめたものになります。

1 の下水道の名称は、「東大和市公共下水道」で変更はありません。

2 の排水区の全体面積は約 1,009 ヘクタールで、汚水、雨水とも変更はありません。

備考欄にある汚水の排水区については、変更はありません。

11 ページから 12 ページの備考欄の雨水について、ご説明します。

雨水の排水区については、空堀川上流雨水幹線の排水分区との整合と既存の道路排水管を活かした修正を行っております。

13 ページをお開きください。

3 の下水管渠について、汚水幹線は変更はありません。

雨水幹線は、「空堀川右岸 3 号雨水幹線及び空堀川右岸 5 号雨水幹線」の 2 本の幹線管渠の廃止を行います。

4 のポンプ施設、5 の処理施設については、該当する施設の計画はありません。

14 ページをお開きください。計画書2の排水区域の新旧対照表です。

汚水の排水区は変更ありません。

雨水の排水区については、空堀川上流雨水幹線の排水分区との整合と既存の道路排水管を活かした修正を行っております。

17 ページをお開きください。計画書3の下水道管渠の新旧対照表です。

汚水幹線は変更ありません。

雨水幹線は、「空堀川右岸3号雨水幹線」及び「空堀川右岸5号雨水幹線」の2本の幹線管渠の廃止を行います。

資料の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○（会長） ご説明、ありがとうございました。

それでは、今、ご説明いただきました件について、質疑及び討論を行いたいと思います。何かご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

○（委員） 説明は、何となく分かったようで分からない。簡単に申し上げると、私どもは特にこの雨水幹線のところについては、50年という長い年月、大変な苦勞をして、この問題について取り組んできています。自治会もそうでしたし、商店街もそうでしたし、商工会もそう。そういうことで、これはなぜかという市の経済基盤にものすごく影響を与えちゃう。インフラが悪いと、その上に建つ建物もそうですし、経済が成り立たないということがあるので、この問題については本当に私は親子2代にわたって取り組んできました。

それで、まず1

ページ目に出てくる、この近年という認識ですけど、近年というのは、非常にリスク学的に書くのは分かるんだけど、いつ頃の認識ですか。まず、近年ということは、10年前なのか、100年前なのか、50年前なのかというところを明確にしてください。皆さんがどういう認識で近年と言っているのか、それをお聞きしたい。

それから、次に汚水幹線については、ほぼ公共下水については達成されていると私も認識していますが、そのパーセンテージ、トイレとかお風呂とか雑排水、それを含めた汚水については、100なのか、50なのかというのを言ってくだ

さい。

それから、雨水幹線というのは私は分からないんですけど、上空から降る雨が道路にたまる水もあるし、宅地にも入る、いろんなところに入ってくるんだけど、最終的には管に入るという形かと思うんですけど、ただ、その過程で、この下水道工事というのはすごく重要で、市民においては大変な問題が起きています。毎日のように報道されるように今、東大和市はこの雨水幹線に自分たちでどういう認識を持っているのか。要するに100%大丈夫なのか、あるいはまだまだ本当に1割しかやってないのかという、その認識の度合いを言ってください。

それから、東京都の流域下水道本部でやっている空堀川の雨水幹線、この工事をやることによってこういうふうに変更しますという結果論を言っているんだけど、次の問題は接続の問題なんですよ。この雨水幹線の工事は60億もかけて東京都がやってくれているわけですね。それで全て、市はこれから何億かけるのか分かりませんが、数字は私は分からないんですけど、いつ頃からどのぐらいかけてやってもらうか、全くここには書かれていない。

都市計画審議会というのは、これは結果の問題で、こういうことだけを報告して決議してもらえばいいということなんですけど、私はその先が心配なんです。本当にいつ初めて、どういうふうに終わるのか。今現在、上仲原公園のところから工事が始められていて、あとその55億の工事が進んでいますよね、シールドマシンを使って。そういうのを見ていると、あと数年かかるわけです。そうすると、3年後穴を掘ったけど、市はこの後、その幹線にどうやって接続をして排水するんだ、2万トン近い水をどうするんだということが、ここには全く書いてない。これを読んでもよく分からない。そういう意味で全容が、入り口のところだけ書いているけど、全体が全く分からない、この都市計画審議会に来ているのに、私には理解ができない。ということで、この問題をもう少し、もうちょっと分かりやすい言葉で説明してください。お願いします。

○（畠山下水道課長） 下水道課長の畠山です。

委員から何点かご質問等いただきましたので、順に答えさせていただきます。

高山から、今回、手続、経過等についてご説明申し上げました。少し背景からご説明申し上げますと、本市の位置ですけれども、荒川水系の枝線の上流に位置すること。あと、流れ着く先の東京湾が閉鎖性水域であったことから、河川の水質保全に特に強く対処する必要がありました。ですので、汚水先行で市は下水道を整備してまいりました。

ここで問題になるのは雨水管の整備になるんですけれども、雨水管の整備につ

いては下水道施設としてはゼロになっております。では、現在、その雨水排水をどのように担っているかということ、道路構造物としてある道路排水管が雨水管を担っているという状況でございます。

先ほど委員から、近年、じゃあいつなんだということでもございました。ここで、気候変動によるものとされる降雨強度の変化によりまして雨水の流出が多くなりまして、この既存の道路排水網ではなかなか処理が追いつかない状況となることがあります。污水管渠の整備が完成の域に達している現在、市街地における浸水被害、特に内水氾濫の被害を軽減するために雨水管渠の整備を進める必要がございます。それがありますので、市としてはここで第5次基本計画の中でしっかりと位置づけて、今、取組を進めているところであります。

そして、浸水被害が解消されるのかというところですが、これにはやはり、今、東京都が流域雨水幹線、大きな幹線を持っていて、それに対してどのように市が工事をして道路の排水をしていくかということが、どのような影響が出てくるのか分かりませんので、また期間も長くかかりますから、段階的に整備をするということになっております。

その段階的に整備する中で、早期に効果が発現しなければいけませんので、委員からありましたように、完成するまでの間については暫定的に貯留をしていくということで東京都と調整がついているところです。

今現在、東京都で進めている空堀川の上流雨水幹線がありまして、そこにもともと市が計画していた、この空堀川右岸3号雨水幹線と5号雨水幹線の上に乗っかってしまっている計画になっていますので、市が建設をすることとしていた幹線を今計画線から消すということが、今回ご審議いただく内容です。

この東京都が建設してくれる幹線を使って、どのように市は雨水管を整備して排除していくのかというところで、今、東京都と調整をしているところですが、令和8年度には、今、よくニュースで出ているところですね。新堀の東野火止橋とか、あと南街の交番の前と、東大和市駅の周辺の浸水被害については、工夫をして暫定貯留管にうまく取り込んで地上に水が出ないように市が取水人孔をつくっていくということで、今後、計画をしていく調整段階にありますので、じゃあ金額が幾らといったところについては、まだお示しできない状況でございます。

ですので、いつ始めるのかと言われますと、もう計画としては始めていて、工事が終わるのはどうしても15年先になりますが、それまでの間に段階的に浸水被害が軽減されるような工事を進めてまいります。

○（委員） 私がここでどうのこうのと言うことよりも、要するに１５年計画なので、この金額が莫大ですので、私が聞いたら３５０億とか４００億とかと都のほうで言われているわけですから、それをやるのに１５年かかる。そのうち、私たちがこういう段階的に見ると、今すぐ、今も雨が降っているわけですから、そういうときに、この問題を今、空堀川のほうをやっていますから、この都市計画審議会で審議していくような、だからこれで物事が終わっていくような感じがしてしまうわけですよ。だけど、本当これまだ始まったばかりで、これも仮設の話ですよ。要するに管はできたけど、本当の管は１５年先じゃないと使えないんだけど、とりあえず管があるから、そこでちょっと水を取りましょうという、そういう話なんですよね。

だから、私たちが実際に都の下水道局から聞いている話と、ここでは審議の内容がちょっと違うので、その辺の私の理解度が悪いのかどうかあれですけど、ほかの皆さんも、多分、これでもう何か工事がどんどん進んでいるというふうに思われてしまうんじゃないかな。いつも言うことで、この都市計画審議会で決めることって市の基礎の基礎を決めることでもものすごい大変です、ものすごい重要なことなんです。そのことによって、将来、１０年後、２０年後に出るわけですから、そういうことを考えると今の審議はすごい大事なもので、僕はちゃんと聞いておきたいということで、すみません、僭越ですけど、そういう質問で終わらせてもらいます。

以上です。

○（会長） じゃあ、今、質問が終わったということで、ほかに何かご意見やご質問等ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） 私も今ご質問があつて、ちょっと納得する部分もあります。私なんかは、だからそういう経緯というのを知らないものですから、一応計画上、こうなったんだなというのは理解したんですが、ちょっとその背景が分かってなくて、書面だけでは理解ができていた部分と、それから今言っていて確かにそういうことだなという理解した部分。都市計画審議会としては、その説明はなくてもいいのかもしれないのですが、今後、やっぱり議員の方であったり市民の方に向けても、ある程度、背景とか、それから今の状況とかというのがご説明があったほうが理解が進むのかな。市民の方にも、だから協力していただける、あるいは大分期待されている方もいらっしゃると思いますので、こんなことが伝わるという意味では、その辺、背景を踏まえて説明していただけると今後いいなあなんてちょっと思っています。ありがとうございました。

特にご質問とかご意見とかないようでしたら、これで質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。日程第3「立川都市計画下水道東大和市公共下水道の変更（東大和市決定）について」案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ありがとうございます。それでは、異議がないということで、案のとおり決定いたします。

なお、答申文につきましては、私のほうで、会長に一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） じゃあ、そのようにいたします。ありがとうございました。

それでは、次にまいります。

日程第4「東大和市都市マスタープラン地域別構想（素案）について」を報告いたします。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○（伊古田まちづくり推進担当係長） 都市づくり課まちづくり推進担当係長の伊古田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、資料と併せて前方のスクリーンに資料と同様のものを投影しながらご説明をさせていただければと思います。お席によって見づらい部分もあるかと思いますが、適宜こちらのほうを見ていただければと思います。

説明の内容に入る前に、初めにご説明をさせていただきます。

市では、現在、都市マスタープランが目標年次である令和6年度を迎える中にあって、東大和市総合計画「輝きプラン」が令和4年3月に策定されたことなどを踏まえて、その改定に取り組んでおります。

この都市マスタープランは、大別して「全体構想」と「地域別構想」から構成

されており、昨年 11 月の都市計画審議会において全体構想の素案をご報告いたしました。

このたび、地域ごとの主な取組の方向性などを整理した地域別構想の素案を作成したことから、当審議会に報告をさせていただくものです。

お手元の資料 2-1 をお開きいただき、1 ページをご覧ください。前方のスライドも同様のものになりますので、併せてご覧いただければと思います。

こちらは、都市マスタープランの構成及び全体構想の概要です。

地域別構想の素案の説明に先立ち、おさらいの意味も含めまして、現時点における都市マスタープランの改定の進捗状況についてご説明をするものです。

スクリーンの左上、見出しの「1 都市マスタープランの構成（案）」をご覧ください。

構成については第 1 章から第 5 章まで、図にあります章立てを基本に検討を進めております。

続けて、「2 全体構想の概要」となります。

見出しの「（1）都市の将来像」については、令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月に開催した街づくりオープンハウスで寄せられた市民意見などを踏まえ「住みたい 住み続けたい 成長するまち」とすることを検討しております。

見出しの「（2）都市づくりの基本目標」については、素案の内容から変更はありません。

見出しの「（3）分野別方針」については、7 分野から 6 分野に再構成することなどを検討しております。

なお、先にお送りした事前説明資料において、8 分野と記載をしておりました。お詫びして訂正をさせていただきます。

次に、資料の 2-3 をご覧ください。ここからは地域別構想（素案）について、ご説明をいたします。

表紙を 1 枚おめくりいただき、1 ページをご覧ください。スライドの右下にページ番号を記載しております。

初めに、「1 地域区分の考え方」です。ここでは、8つの地域区分と2つのまちづくり推進地区について、ご説明をいたします。

見出しの「(2) 8つの地域区分」をご覧ください。右の図に赤色で地域区分を示しており、現行の都市マスタープランを基本としております。

なお、課題や対策については、市街地の連続性やネットワークの形成など、市全体の観点で検討をいたします。

見出しの「(3) 2つのまちづくり推進地区」をご覧ください。青色でまちづくり推進地区を示しております。

「輝きプラン」の位置づけなどを踏まえ、今回の改定から8つの地域別に加え、駅を中心とした一体的なまちづくりの検討をより具体的に進めていく地区として新たにまちづくり推進地区を設定し、上北台駅周辺地区及び東大和市駅周辺地区を位置づけます。

2ページをご覧ください。「2 地域別構想の構成」です。

左側の赤枠内が、現在、再構成を検討しております6つの分野になります。

右側の赤枠内に表示をしております8つの地域、2つの地区の街づくり方針は、この分類に即して整理していくことを予定しております。

3ページをご覧ください。このページから18ページまでは、各地域の街づくり方針等を、見開き2ページで整理をしております。初めに、ページ構成についてご説明をいたします。

現在、スライドでご覧いただいている上段の奇数ページ、こちらでは各地域の、地域の特性、市民意向、土地利用、人口動向を整理しております。

ご覧いただいているページの下段、偶数のページでは、各地域の現状と課題、取組の方向性、街づくり方針図の案をお示ししております。

本日は、これらの要旨について、ご説明をさせていただきます。

資料の番号が変わりまして、資料2-2をお開きください。

こちらは地域別構想（素案）概要版であり、各地域の主な取組の方向性を示しております。

初めに、（１）芋窪・蔵敷地域では、多摩都市モノレールの延伸などの機会を捉えた上北台駅周辺のまちづくりの推進、多摩・立川と埼玉・所沢を結ぶ南北方向の道路ネットワークの強化、狭山緑地の貴重な自然環境などを背景にした住環境の維持などを掲げております。

次に、（２）奈良橋・湖畔・高木地域では、狭山緑地周辺におけるみどりの拠点形成、奈良橋交差点周辺における生活支援機能などの充実、空堀川旧河川部におけるみどりのネットワーク形成などを掲げております。

次に、（３）狭山・清水地域では、武蔵大和駅周辺における生活支援機能などの充実、茶畑をはじめとした農地に囲まれた住環境の維持、丘陵住宅地の安全性などの向上などを掲げております。

次に、（４）上北台・立野地域では、土地区画整理事業などにより形成された住環境の維持、上北台駅や桜街道駅周辺における都市機能の充実、工場が立地する区域における操業環境と住環境の共存などを掲げております。

次に、（５）中央・南街地域では、市役所周辺における行政・文化・交流拠点の形成、空堀川上流雨水幹線整備などによる総合的な治水対策の推進、建築物の不燃化・耐震化の促進による防災性の向上などを掲げております。

次に、（６）仲原・向原地域では、上仲原公園におけるみどりの拠点の形成、公園・緑道・野火止用水で形成されたみどりのネットワークの魅力向上、都市計画道路の整備と一体となった市街地の更新などを掲げております。

次に、（７）清原・新堀地域では、清原中央公園などのオープンスペースを備えた中高層住宅地の維持、東京街道団地周辺における生活支援機能などの維持、建築物の不燃化・耐震化の促進や総合的な治水対策の推進などを掲げております。

最後に、（８）桜が丘地域では、玉川上水駅周辺における交通結節機能の充実、市民体育館・市民プールの有効活用や機能更新、小規模な公園の集約・統合を含めた適正配置や機能分担などを掲げております。

８つの地域については、以上であります。

次に、２つのまちづくり推進地区についてご説明をいたします。

お手元の資料２－３、地域別構想（素案）の１９ページをご覧ください。１つ目は、上北台駅周辺地区となります。

上北台駅周辺地区のうち上北台駅南側の地域については、土地区画整理事業等により道路・公園などの都市基盤が整備されるとともに、商業・医療・福祉などの都市機能の集積が図られております。

上北台駅北側の地域については、まちづくりの取組、右側の部分をご覧ください。

上北台駅の北側周辺地域では、東京都などによる多摩都市モノレールの延伸計画や空堀川整備工事などが進捗しております。

市では、こうしたまちづくりの機運の高まりを捉え、現行の都市マスタープランを補完する計画として令和5年12月に「上北台駅北側地域の魅力あるまちづくりと空堀川周辺のみどりの再編の方向性」を策定し、本年2月の都市計画審議会において、ご報告したところであります。

左側の図をご覧ください。当該方向性では、上北台駅北側周辺地域を主に3つの地区に区分し、各地区におけるまちづくりの取組の方向性などを示しておりますが、このたびの都市マスタープランの改定の機会を捉え、同様に位置づけることを検討しております。また、当該方向性では、上北台駅北側地域のまちづくりを段階的に進めていくこととしております。

図の中ほどにあります緑色で囲まれた駅北西地区及び図の右側にあります空堀川周辺については、令和6年度から8年度までの間で地区計画の策定や都市計画公園の新規指定に向けた手続を進めることとしております。

ご覧いただいている資料の下段、20ページをご覧ください。2つ目は、東大和市駅周辺地区となります。

初めに、都市再開発方針についてご説明をいたします。右側、まちづくりの取組をご覧ください。

都市再開発の方針は、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであり、東京都が定める都市計画の一つであります。

本方針では、東大和市駅周辺地区を誘導地区に選定し、都市計画道路の整備を行うとともに、魅力ある商業・業務機能に加え、市民会館と連携した文化、交流、情報などの新しい機能を導入し、活気ある生活の中心地の形成を図ると位置づけております。なお、市内で誘導地区に選定されているのは本地区のみであります。

左側の図をご覧ください。青色及び緑色で表示をしている２つの地区の取組の方向性などを表示させていただいております。この表示内容については、現行の都市マスタープランや都市再開発の方針などを参考として、現時点におけるイメージとしてお示しするものとなっております。

右側、まちづくりの取組、下段をご覧ください。

市では現在、東大和市駅周辺の拠点形成調査検討に取り組んでおり、令和６年度から２か年で交通量調査、市民意向調査等により現状把握や課題整理を行うとともに、それらを踏まえた対応策等を検討することとしております。

２つのまちづくり推進地区については、以上であります。

最後に、改定スケジュールについてご説明いたします。資料を１枚おめくりいただき、２１ページをご覧ください。

図中に赤色で現在地を表示しております。下段をご覧ください。

本日ご説明しました地域別構想（素案）については、７月から８月にかけて、説明会やオープンハウスを開催し、市民の意見を伺うことを予定しております。日時や場所などの詳細については、先にお送りした事前説明資料に記載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。その後、令和６年度第３四半期には、全体構想及び地域別構想を取りまとめた上で、都市マスタープランの改定案の作成などを予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○（会長） ありがとうございます。事務局より説明をいただきました。何かご質問とかご意見とかはございますでしょうか。

○（委員） 何点か質問させていただきます。

まず、資料の１ページの都市マスタープランの地域別構想の内容ということでのご説明がございました。マスタープランそのものは、２０年後の都市の将来像を目指しての計画になるかと思いますが、また一方でこの近隣市の状況を見ますと、先ほどもお話がありましたような、例えば武蔵村山ではモノレールの延伸がほぼ１０年後に向かってどんどん計画が進んでいる。また、隣の小平市では小川駅の周辺の開発が着手している。こういう近隣市の状況を見ますと、マスタープランが２０年後はもうしょうがないんですけれども、また一方でこの１０年、東大和市がどこまでまちづくりを進められるかということが非常に大きなポイント

になるかと思うんですが、例えばこの前半10年は集中推進期間とか、それぐらいこのマスタープランの中に銘打って、当然ここで掲げられる計画をとにかく前倒し前倒しで、できるだけスピード感を持って近隣市と並行して事業を進めていくというような考え方をぜひ示していく必要があるのではないかと考えておりますが、この点について現状どのように考えていらっしゃるかということをもっと伺いたいと思います。

その上で、今回のマスタープランの中でもまちづくり推進地区ということで、上北台駅周辺、東大和市駅周辺のまちづくりを進めるということで明示していただいて、これは大変に期待をしているところでありますけれども、その上で1つ目に、この資料の10ページの中でも、上北台のほうですけれども、市民意向アンケート調査の中で、上北台駅を「狭山丘陵駅」など名称変更を含め、まちづくりの取組が必要と考えるということが記載されております。

駅の名称変更、狭山丘陵駅ということについては、私も議会の中でもそういうことを東大和市がモノレール延伸に合わせて、モノレール株式会社、東京都に、または武蔵村山市に働きかけて長期的なまちづくりの目玉となる駅の名称、駅周辺の在り方というのをぜひ進めてもらいたいということもお願いをさせていただいて、当時の前市長は非常に前向きにモノレール株式会社に話をしたいということまでおっしゃっていただいていたのですが、この辺り、この後、現状の和地市長の下でどのような形で進めていこうというお考えがあるのかをぜひ伺わせていただきたいと思います。

また、これを、先に駅の名称が決まることで、この後の駅周辺の住環境の整備なり、まちづくりにもすごく大きな影響が期待できるかと思うんですけれども、そういう意味では、この点もスピードアップを図っていただきたいと思いますと思っておりますが、この点についてはどう考えていらっしゃるか。

それから、この資料の19ページのところで、駅北東地区、大和芝中住宅は分譲と賃貸と、東京都の公社住宅であるわけですが、特に私の記憶では20年ぐらい前に分譲の住宅の建て替え計画に関して、いわゆる高さ制限をかけて良好な住環境を維持するという、当時、そういう政策判断があったかと思うんですけれども、また一方でこのモノレールの延伸なり駅周辺の開発ということを考えると、今かけている高さ制限についても見直していく必要があるのではないかと考えておりますが、この点についてのお考えを伺わせていただきたいと思います。

最後に20ページの資料のところで、この3・4・17号線の整備についても今回は踏み込んだ形で計画のマスタープランの中に位置づけていただけるということは、大変にこの後のまちづくりに期待が持てるころだとは思いますが、また一方でこの3・4・17号線の整備も、今、戸建て住宅が張りついている中に、この道路を入れていくということは手続的にも地域住民の理解を得ていくにも非常に時間が一般的にはかかるかと思うんですが、ただ、ここもこれを早くや

らないと、この次のまちづくりに行かないということを思うと、どういうスピード感というかスケジュール感をもって進めていくことになるのか、現状での見通しがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○（稲毛課長） 私のほうから、2点目にありました上北台駅の名称変更というところで、10ページになるかと思います。こちらのほうをお答えさせていただきます。

こちら、上北台駅の駅名の変更というところは、今、まちづくりへの影響とか、観光に対する影響とか、そういうものにつながるというふうに考えているところでございますので、今、まさにモノレールの延伸の計画、進んでいるところではありますが、今後、タイミングを捉えまして、多摩モノレール株式会社のほうにも要望をしていきたいというふうに検討しているところでございますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○（梅山課長） 私からは、1点目、3点目、4点目についてお答えいたします。

1点目の話でございますが、資料で19ページ、あるいは20ページ、推進地区をお開きいただきたいと思います。

ご指摘のとおり、都市マスタープラン自体は将来像を描く計画でありまして、これ自体が何か事業化に即つながるといったものではございません。ただ、今後、ご指摘のように周辺の自治体がまちづくりを進めているといった中では、私どもの市の「輝きプラン」でも都市の価値を向上させるということをお題目としてございます。

これをマスタープランと並行して上北台駅は地区計画等の策定を進めておりますし、20ページのほうでは東大和市駅周辺について調査検討ということで、より具体的な事業手法などの検討を進めていこうと思っておりますので、今後、具体に進めていくために、このマスタープランと並行して諸々の調査検討をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

3点目の芝中団地についてのご質問をいただきました。4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの④の囲みのところに大和芝中団地とありまして、高経年化した住宅団地における機会を捉えた更新の促進と書いてございます。

この背景をご説明いたしますが、この大和芝中団地は、一団地の住宅施設とい

う都市計画が決定されておりまして、建物の配置、容積率、建蔽率、階数などが厳格に規定をされております。また、高度地区という都市計画におきましては、絶対高さとして１７メートルという指定がなされてございます。

続いて、１９ページをお開きいただきたいと思います。

芝中団地の立地特性といたしましては、上北台駅に近接しておりますのと、上北台駅北側地域の魅力あるまちづくりと空堀川周辺のみどりの再編の方向性では、駅北東地区の中に含まれてございます。こうした状況を踏まえますと、今後の管理組合や住宅供給公社の更新、そういった動向を捉えながら、あくまで周辺環境との調和を前提としながら、現在の都市計画の見直しなどを含めて、これを支えていくことが必要だというふうに考えておりまして、このように記載を検討しているところでございます。

最後、４点目のご質問でございます。都市計画道路１７号線の話で２０ページをお開きいただきたいと思います。

都市計画道路の整備に向けましては、主としては都市マスタープランなどへの位置づけ、次に都市計画道路の優先整備路線への位置づけ、その後、事業化に向けた検討といった複数の段階を経て行うものであるというふうに認識しております。

現時点では具体的な整備の時期を示すことはなかなか難しいと考えておりますが、先ほどのとおり「輝きプラン」で掲げる都市の価値の向上という題目がございます。そうした向上に向けて、この２つの駅の拠点形成は非常に重要なものと認識してございます。そこで、今回の都市マスタープランの改定と並行いたしまして、右側のまちづくりの取組にありますとおり、東大和市駅周辺の拠点形成調査検討などによって、この都市計画道路の整備の必要性などを改めて明らかにしつつ段階的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○（会長） ありがとうございます。このほかに何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。

○（委員） 上北台駅周辺なんですけれども、この図を見ると、北側、墓地とか河川、いろいろありますよね。ということで、まちづくり、難しい地域なのかなということもちょっと思いますね。

それで、このモノレール延伸を踏まえますと、警察の西側へ延びて新駅へ行き

ますよね。ここまで含めて表示したほうが、何か市民には理解されるかなという感じがちょっと俯瞰で思いました。例えば新駅でロータリーができれば、芋窪地域はバスが全く通っていませんので、そういうことも検討できるのかなという感じをいたしました。私の感じですね。

それから、18ページですね。右下のほうに大和基地跡地という表現があります。これはいいのかどうかちょっと分からないんですけども、大和基地跡地、駅前を含めて国と都と市の3分割されて使用がされているという、今、住宅とか療育センター、高校、それからさらに東へ行くと警察関係とか、国の未利用地もありますよね。

一般住民がなかなか行かないところかなということなので、この辺もちょっと工夫して、何かまちづくりの表現できないのかなという感じがありますので、ちょっと工夫していただければありがたいなというふうに思いました。

以上です。

○（稲毛課長） ご質問、ありがとうございます。私のほうから1点目、上北台駅北西地区と新駅周辺のお話をさせていただきます。

駅の北西地区につきましては、委員おっしゃったとおり、墓地や、そういうものがあるところではあるんですけども、まちづくりの再編の方向性、ガイドラインの中でも、今、実際に第七小学校が統合されるという動きがある中で、その辺り、複合的な施設が統合されるというところで、地域のコミュニティとして拠点、核を創設していきたいというところをメインに、駅北西地区については、まちづくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、あと新駅の周辺につきましても、今現状で上北台駅であるとか新駅、それぞれにアクセスができるというような状況になろうかと思えます。現在の周辺の住環境というものの調和というのを図ることは前提としながら、やはり新駅の開業であるとか新青梅街道の沿道であるというところも踏まえながら、良好な住宅地というところで市街地の形成を図るということにしております。

あと、おっしゃったロータリーの部分は、No.1駅南側の武蔵村山市域のほうにできるということになりますけれども、駅の一部といいますか新駅一帯でございますので、その辺りも今後どのようにっていくかというのを捉えながら、今ご説明した駅の北西地区と空堀川の周辺の右側のほう、こちらのほうのまちづくりをまず先行して進めていく状況ではあるんですけども、駅の北東地区、紫色の先ほどあった芝中団地の辺りだとか新駅のエリアにつきましては、段階を追ってまちづくりを進めていくということでもありますので、このようなご説明とさせて

いただきたいと思います。ありがとうございました。

- （梅山課長） 2つ目のご質問、18ページ右下のところでございますが、大和基地跡地、長年の取組を経て、公園とか、体育施設とか高校、専門学校、そういった公共公益機能を主体として土地利用が進められてきたと認識しています。現在の都市マスタープランにおいても公共公益的な土地利用という言及がございますが、そのような経緯を踏まえたものだとして認識しています。今回の都市マスタープラン改定の地域別構想素案においても、それを参考に記載を検討したところでございます。

この後、改定案を取りまとめていく際に、今後の検討状況などを捉えながら、可能な範囲で分かりやすく伝えられればと思っております。

以上でございます。

- （会長） ありがとうございました。このほかにも何かご意見とかご質問とかございましたら。

じゃあどうぞ、よろしくお願いいたします。

- （委員） 担当者の方から全体像について詳しく明瞭な説明をいただいて、感心したところであります。上北台駅周辺、それと東大和市駅周辺、この2つの地点をまちづくりの中心というか進めていく上で必要なポイントというふうに伺ったところなんですけれども、私が思うに、この計画の中で分野別方針が6つ提示されていて、その4つ目に安全と安心のまちといった部分がございます。中身を見ると、震災に強い都市づくり、水害に強い都市づくりなどがあるようなんですけれども、犯罪に強い都市づくりというものも必要ではないかなと思います。

そのために何が必要かというのと、防犯カメラの設置促進、これを抜きには話を進められないのではないかな、犯罪に強い都市づくりをするためにはですね。防犯カメラというのは、ここ数年、いろんなところで設置が進められておりますが、東大和市についてはまだまだ数が少ないと思います。小学校などの通学路周辺には、以前から、設置が進んでおります。70か所ぐらいあると思いますが、それ以外、特に先ほどもおっしゃられた上北台駅周辺と東大和市駅周辺、ほとんどないです。駅構内にはあります。また、市内、いろんなところにあるコンビニエンスストア、あるいはパチンコ屋さんとか、カメラを備えている施設等がありますが、繰り返し申し上げますが、2つの駅周辺の防犯カメラの設置というのは不十分と言わざるを得ないと思います。

犯罪を企図する者、犯罪をこれからやろうとする者は防犯カメラを避けて行う

という、そういう性質があると、これは間違いないところだと思います。先般、北海道の旭川で高校生の女の子が橋から落とされて殺されてしまった事件が大きく報道されまして、女の被疑者が捕まって、その者の供述で、あの橋には防犯カメラがないことを知っていたんだというような言動があつて、それが大々的に報道されたところでもあります。

このように犯罪を犯す者は防犯カメラがないところで、また防犯カメラというのは不幸にして犯罪被害に遭ってしまった後、その犯罪の証左、例えば車のナンバー、例えば犯人の人相、着衣、これが明確に記録されるので、我々警察としては捜査のいの一番に防犯カメラはあるか、映像はあるかというのを探します。

このように、将来的にこの東大和市の安全・安心なまちづくりを進めていくのであれば、この防犯カメラの設置というのはぜひぜひ進めていくべき問題だと私は考えますが、いかがでしょうか。

- （梅山課長） 今、ご質問ありましたスライドに映ってございます分野別方針の4の安全・安心の方針、今、委員のご指摘、踏まえまして、今後、改定案を作成していくときに、この震災や水害のみならず、犯罪、防犯という視点を入れていく必要があるなというふうにまず認識してございます。

あと、防犯カメラの設置につきましては、いろいろ市の防犯、治安、安心・安全に係る行政計画、そういったところとの位置づけとの整合を図りながら、都市マスタープランの今回の改定においてどのように位置づけていくか、そこを関係部署と連携しながら調査・研究していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- （会長） ありがとうございます。いろいろご意見いただきましたが、そのほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- （会長） これは今後、市民に説明会をやるんですよね。オープンハウス、地域別説明会というのがこれから行われるということです。また多くの方に参加していただいてご意見をいただきながら進めていくということになるかと思います。どうぞご協力いただいて、ご参加いただければというふうに思っております。

それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日本日予定された議事は全て終了いたしました。ありがとう

ございました。

その他、全体を通して何かございますでしょうか。

- （委員） 皆さんにちょっとご理解とご協力をいただきたいということで、資料を配らせてもらいますのでお目通しをいただいて、それぞれ説明させてください。お願いします。

いつもそうなんですけど、審議会のときに立川都市計画という名称が使われますので、それについて、私、委員として1つ意見がありますので、その辺について。一応資料も私のほうで集めた資料ですので、皆さんに届いたと思うんですけど、15枚ほど紙がありますので、簡単に説明をさせてください。

ディスカッションメモということですので、これは特別、ご審議をいただくとか、ご意見をいただくとかということではありません。皆さんに今後、審議会を展開する上で、ぜひご認識をいただきたいということです。私のほうの意見は述べさせていただきます、要望として申し上げたいということです。

1枚目のところに、審議会における都市計画（東大和決定）というのは、今日もそうなんですけど、諮問案件については必ず頭に「立川都市計画」という名称がつきます。これについて、いつまでこの立川都市計画という冠をつけられた中で東大和ということをやめるのかということが、ここで感情論を申し上げるのもおかしいんですけど、何か親分、子分なのか、それと何か子供扱いされているのかと、こういう感情が基本的にあります。そういうことを除いて、いろんな面がありますので、もう一つ、言葉ではなくて資料を添付して皆さんにご説明したいということです。

こういうものについては、幾つかあったんですけど、参考というところで、東京都には上位計画というのがあるということで、私もこれは専門家ではないので、商工会の会長、それから商店街をやっているレベルの人間ですので、それでこういう文書を見るということはありませんね。ところが、行政というのは決めてしまっている。私どもがここに来たときには、ほぼ物事は決まっていますということはあるんで、じゃあその上位計画ってどこにあるということなんです。

そのことで、この令和3年の3月に決められた100ページ、本当に大変でした。私、これ実は1か月かかりました、読むのに。それで、これが問題なんじゃないかなというところで抜いたのが20ページ。これ商工会のほうで作った冊子にしています。この中にあります。これはまた後で説明をします。

それから次の紙については、いかに東大和が立川の経済的圏域の中に置かれているかというようなことが、この一つ後で図を見てもらえば分かります。それから、東大和が今こういうふうに都市になっていますけど、相当昔、以前は非常に農山村だったみたいな形だったということですね。

それから、あとは現在の東大和の経済ということで、このグラフにしてあります、2つ。26市町村と多摩地区全部ですね。村と町は除いています。それを除いて、経済的なボリュームがどのくらいあるのかということ調べました。

それと、あとはこの特に東大和を囲む12市をということで、それらを。本来はもう少し東大和というのは、都市計画道路、それから区画整理事業が実は都下ではすごい早かったんですよ。達成度が40年前には出てきた。なのに、今どうなのかということなんですけどね。

そういうことで、以上のような資料が上位計画に入れられている、東京都の執筆文、これです。東京都の都市整備局のほうでつくったんだと思いますが、この中に出てくる文言が非常に東大和に関して記述が少ないというふうに思います。

それと、都市計画決定、それから区域というのは昭和43年なんですよ。今から57年前。というそのままで現在も使われているということについて、43年から現在まで見比べると、経済的にも人口的にも東大和は、はるかにもう成長しています。そういった中において、東大和市都市計画審議会になっていますけど、今日もここで市長から諮問を受けた。この諮問の頭に立川都市計画と載っていますよね。これってどうなのということなんです。そういうことで、言いたいことは、早くそれを取ってよということです、簡単に言えば。それはここで審議することじゃなくて、多分、東京都のほうに具申しなければいけないというふうに思っています。

ということで、その後段で商工会は法律に基づく私ども団体ですので、その中に行政庁に対しては、要するに定款、法律に基づいて意見を具申してもいいという文言がありますので、そういうことで今後はそれを展開していきたいということで考えています。そのためには、その資料も必要だと思いますけど、説明しておきたいと思っています。

それで、今後の市の都市計画審議会もそうなんですけど、こういうものって今決めたことが何十年後のものにもすごく影響するということを考えると、じゃあ今まで何をしてきたかということなんです。だから、いつもいつも立川都市計画というのが頭についていることを容認するというのは非常に苦痛です。そういうことで都市計画審議会の諮問案件においても影響を受けるということで。市長の施政方針演説を私も本当尊重していますので、今後ともまちづくりについては

市長と同じような方向で全力で取り組んでいきたいということでもあります。ただ、この件については市のほうには一切回答を求めませんということで、だから委員の皆様には、この後、資料をちょっとだけご説明しますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

まずこの中で1ページに2か所ぐらい、この名前が乗るんですね。3ページのところを見ていただくと、実は今日も上北台、上北台と言われているんですけど、東京都では上北台という文言は使っていません。玉川上水というところが、ちょうどこの辺です。真ん中辺の下のところ、玉川上水という文言が載っているんです。ここに載っているんだけど、要するに上北台は載っていない。

それから、次の4ページのところに、これだけのこの東京都内の市の町がずっと載っていますが、唯一、東大和市は駅前がちょこっと載っています、1、2行目。

それから、中心的拠点等のイメージということで、地図がちょっと小さいんですけど、玉川上水の点があります。これも、東京都は玉川上水という呼び方をしていますね。

それで、その次に6ページ目のこの表になっているところで、ずっと上の中段のところ、都市計画区域の中で立川というところの中には東大和はもちろん載っていません。多摩の拠点ですよ、立川の拠点ですよということが、都のほうはそう思っている。その次のページのところに地図が載っていますが、立川都市計画区域、じゃあこれを見ると、ここへちょこっと立川と武蔵村山と東大和が一つの区画で決められています。

次の8ページには、その地域には、大体どのぐらいの人口がいるんだろうという形になっている。この表の3段目辺りに立川はおおむね33万人というふうなことが載っている。その次のページは同じですけど、この中にも全く東大和という地名は実は載ってこないんです。ここでは、ただこういう審議会をやっていますが、表には載らない、それが実態です。

そういうことで、10ページのところにも、立川の上から2段目のところですけど、第1次産業、第2次産業、第3次産業のところ、人口比率が書かれているんですけど、農業とか製造業、それからサービス業の関係だと思うんですけど、ほかの地域と比べて、東大和はこんなに大きいのに何で単独でいけないの、そういうことですよ。これを見ていただければよく分かります。

あと12ページのほうは、これはヘクタールという形で、面積でするので変わることはない、上から立川は変わらない。ただ、面積も、一番上の八王子が8、

000ヘクタール、その次が立川で4,000ヘクタール、あとは1,000とかずっと少ないんですよ。だから、東大和のこの立川との比較は、何で4,000も必要なの、ほかは1,000とか、700という段があるんですよ、下のほうに。そんな小さいところでも単独でやっているのに、東大和は十把一絡げ、まとめられちゃっているということです。

それと、ここの14ページのところで、いろんなプレゼンがあるんですけども、14ページのところも、これはまだ自然環境の整備または保全ということで、東京都が考えている中に東京都事業というのと市事業があって、東大和は狭山丘陵と公園2つが、今、事業としてあるということで、東京都のほうで見る、都市計画のほうで見る東大和というのは、こういうことですよというのを皆さんにお示ししていこうと思います。

もう一つは、16ページ目、最後なんですね。ここは表になっていて、上のほうから八王子の都市計画、その次、立川になっていますけど、あとずっと下のほうに玉川上水というのがありますよね。上北台というのは書いてないです。ここは玉川上水だけを出しています。さっきは東大和市駅が出ていましたよね。ですから、どうもその辺の微妙なずれが、この膨大な資料を使って、東京都が作っている資料としては私のほうは、市のほうの説明では理解がちょっとということで、唯一、17ページに立川都市計画の中にやっと4段目ぐらいに、ここら辺に東大和市駅周辺というのが、これは載っているということです。

一番後ろの18ページのところですけど、これも立川都市計画、2段目のところの中に新青梅街道沿道というのが、突然ぽこっと出てくるんですけど、立川都市計画なんだけど、これは東大和のことを指しているんだろうと思うんですけどね、この新青梅街道。立川には新青梅街道は走ってないわけですから。こういうのを見ていると、この辺の重要な都市計画決定をする審議会の中でやる上では、もう少し東京都のほうも、私のほうとしてはきちんと、ほかの市町村は膨大な数量で書いている、ところが東大和はちょこちょこちょこっとならしか書いてない。こういうことはどこが問題なのかということをやはり研究していただいて、皆さんにもその辺のところをまた意見を今後いただければと思います。

それから、次に、あとこのカラーの復元です。これってすごい古い資料をやっと見つけ出したんですけど、この立川商工会議所って、これは昭和28年の話です。そのときに、こういう地図を作って、立川とか国立があるんですけど、東大和ってどこにあるか分かります、これで。貯水池のへりのほうにちょこちょこっと、右端のほうに東大和の、地図を拡大したので、さっき出していた立川基地と、実はここに東大和基地があるんですよ、でっかいのね。28年だとまだアメリカのほうから全部返還されたわけではないので、まだここは立川基地も東大和基地もありました。

それで26年のときに、その次の白黒なんですけど、要するに何を言いたいかというと、こういう時代から現在まで80年たっているわけですので、それなのに、先ほど言ったように、立川都市計画の中にいつまでも組み込まれていて一人前になっていない。こういう扱いというのはどうなのかということが私の提起したいことなんですよね。

もう一つは、都市計画審議会委員の皆さんには、今まで都市計画図面という、こういう大きいのは多分配られたと思うんですよね、大きな都市計画図。その都市計画図というものの裏面のここに書かれているんですよね。正式に。これは要するに昭和42年に作ったんですけど、42年といたら、今から57年前、あまりにも古過ぎますよね。そういうことにいつまでも拘束される部分については非常に不満があるということです。じゃあどうしてそういう不満があるのといったときに、実はこれです。

これは経済センサスという、今年の6月1日に、日本の事業所という200万、300万あるのかどうか知りませんが、それぐらいのところに全部の調査を行って先月に終わっています。6月1日に郵送されて、28日に全部事業所の売上げだとか書いて、住所、氏名を書いて全部出しています。それから出した数字がこれですよね。

それで、12市というのは、このところなんですけど、これで見ると東大和ってそんなに小さくないですよ。ある程度のレベルまで達しています。要するに農業生産高と小売業の生産、小売業と販売額、それから建設業の売上げ、一般会計予算、要するに売上げに応じて収入というのがあるわけなんですけど、全ての売上げが全部市の税収になるわけじゃない。その辺の違いはありますけど、一応、地域の経済と、市の税収がこうだということを表にしました。

そうすると、東大和市はこの12市のほうでいくと分かりやすい。東大和より経済的な総生産、GDPですけど、総生産が少ないところもあります。だけど単独の都市計画だというのがあります。それから、26市、一番これは最後です。それで、八王子から始まって西東京市までずっと一覧表にしているんですけど、工業と商業、それから建設も含めてあって、ここには一般会計予算も入れています。そういうことで、東大和市はそんなに高くはないですけど、こういうふうな、多分、都市計画の区分け、区域をつくるときには、当然、経済的なものと地域のマッチング、いろんな問題があると思うんです。そういうことを含めてやっているはずなので、今後、私が今ここで、東大和の委嘱を受けて審議会委員をやっている間に、その問題に気がついた以上は、こうなってしまうと構わずそのまま放置しておいて、まだこの後、10年も20年も立川都市計画を進めるのかということからすると、私はなかなかそうは納得できないということで、こういうことで

この問題については皆さんに意見といいますかお示しをして、皆さんのお考え、また見ていただければと思ってお出ししました。これは要望ですので、別に審議していただくものではありません。よろしくお願いします。

○（会長）　ということですので、ほかに何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（会長）　それでは、これをもちまして令和６年度第１回東大和市都市計画審議会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。